

省エネ技術導入事業業務規程

27集排第14号
一般社団法人 地域環境資源センター

第1 目的

- 1 この業務規程は、一般社団法人 地域環境資源センター（以下「センター」という。）が実施する省エネ技術導入事業（以下「本事業」という。）に関する基本的事項を定め、もって本事業に係る業務の適切な運営に資することを目的とする。
- 2 センターは、この業務規程に定めるもののほか、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成27年4月9日付け26食産第4354号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26食産第4355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2225号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところに従って、補助金の交付その他の業務を実施するものとする。

第2 本事業の経理

センターは、本事業を実施するため、第3の1の規定に基づいて行う施設の整備の補助に要する経費（以下「事業費」という。）の管理、補助金の交付、会計処理等本事業の実施に係るセンターの事務に要する経費（以下「管理事務費」という。）の経理を区分して整理するものとする。

第3 本事業の内容

- 1 事業内容
本事業は、平成27年度に農業集落排水施設の改築を実施する地区から、公募によりモデル地区を選定し、省エネ技術を導入し効果の実証を行うものである。
- 2 事業実施期間
本事業の実施期間は、平成28年3月31日までとする。
- 3 事業実施主体
 - (1) 1に規定する事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）は、市町村とする。
 - (2) 採択基準
事業実施主体の採択基準は、次に掲げるとおりとする。
第6の1による事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、本事業を確実に遂行するために適切なものであること。

4 補助率

1 に基づく補助に係る補助率は定額とする。

5 補助対象範囲

1 に基づく補助対象となる施設整備に要する費用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 委託料

省エネルギー機器の運転データ等の取りまとめ等に必要な経費

(2) 工事費

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費

(3) 設備費

機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送並びに保管に必要な経費

第4 実施者選定委員会の設置

1 センターは、本事業の円滑かつ適正な運営を図るため、本事業の事業内容を踏まえ、農業集落排水事業に関して学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる専門家の参加を得て、省エネ技術導入事業実施者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、開催するものとする。

2 このほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センターが別に定めるものとする。

第5 事業実施候補者の選定手続

1 センターは、公募により、事業実施主体を決定するものとする。

2 センターは、公募にあたり、あらかじめ農村振興局長に協議の上、公募要領及び審査基準を制定するものとする。

3 センターは、1の決定をする場合には、委員会による選定審査を実施し事業実施候補者を選定する。

第6 事業実施手続等

1 事業実施計画の承認及び補助金の交付決定

(1) 第5により決定した事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画の承認及び補助金交付申請をセンターに提出し、センターから別記様式第2号により、事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の通知を受けるものとする。

(2) センターは、(1)の事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ

め農村振興局長と協議しなければならない。

- (3) センターは、(1)の補助金の交付決定を行った場合には、その旨を農村振興局に報告するものとする。

2 事業実施計画等の変更、中止又は廃止

- (1) 事業実施計画及び補助金の交付決定の変更（事業実施計画の変更については重要なものに限る。）、中止又は廃止については、1に準じて行うものとする。

- (2) 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 施設の新設又は廃止

イ 施設の施行箇所の変更

ウ 本事業の内容の基本的な部分に影響を及ぼす手法又は設備の変更（能力に関する変更を含む。）

3 本事業の着手

- (1) 本事業の着手（機械・器具等の発注を含む。）は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ、センターの適正な指導を受けるとともに、事業実施主体は、別記様式第3号により、その理由を明記した交付決定前着手届をセンターに提出するものとする。

- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨のセンターからの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合において、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。

- (3) 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

4 工事の実施

事業実施主体が、省エネ技術導入のための工事を行なう場合は、事業実施主体で定めている実施方法により行なうものとする。

5 補助金の概算払請求

補助金の概算払請求は、別記様式第4号によって行うものとする。

6 事業遅延の届出

事業実施主体は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、本事業が予定の期

間内に完了しない理由又は本事業の遂行が困難となった理由及び本事業の遂行状況を記載した書類をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

7 実績報告及び精算払等

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付決定のあった日の属する四半期から、本事業の完了する日の属する四半期の直前の四半期まで、各四半期の末日現在において、別記様式第5号により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の翌月の20日までにセンターに提出するものとする。ただし、概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。
- (2) センターは、(1)の遂行状況報告について、提出のあった日から起算して10日を経過した日までに農村振興局長に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、本事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日の翌日から起算して30日以内に、別記様式第6号により実績報告（兼精算払請求）書を作成の上、センターに提出するものとする。
- (4) 1の(1)のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、(3)の実績報告（兼精算払請求）書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (5) センターは、(3)の実績報告（兼精算払請求）書について、報告があった日の翌日から起算して30日以内に農村振興局長に提出するものとする。
- (6) センターは、(3)の実績報告（兼精算払請求）書の提出があった場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る本事業の成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められるときは、事業実施主体に対し、額の確定及び精算払いを行うものとする。

第7 補助金の返還等

- 1 センターは、第3の2の事業実施期間内において事業実施主体による本事業の遂行が困難であると認めた場合にあっては、農林水産大臣と協議のうえ、計画の見直し又は中止を命じることができる。
- 2 センターは、第6の2において事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、農林水産大臣と協議のうえ、第6の1の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本規程又は法令若しくは本規定に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、本事業に関して、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (4) 事業実施主体が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適當

な行為をした場合

(5) 1の結果、事業実施主体の故意、重大な過失又は未必の故意により、事業効果が発現されないとセンターが認める場合

(6) 交付決定後に生じた事情の変化等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

3 2の規定は、本事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 センターは、補助金の交付の決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関する補助金が既に交付されているときは、農林水産大臣と協議のうえ、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

5 センターは、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、農林水産大臣と協議のうえ、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

6 センターは、4又は5の補助金の返還命令を行うときは、別記様式第7号により行うものとする。

7 事業実施主体は、6の返還命令を受け、補助金を農林水産大臣に返還した後、別紙様式第8号により、農林水産大臣に報告するものとする。

8 事業実施主体は、4の規定に基づき、返還を命じられた場合(2の(6)に掲げる場合を除く。)又は5の規定に基づき返還を命じられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、農林水産大臣に対して年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付をしなければならない。

9 事業実施主体は、4又は5の返還及び前項の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付できない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、農林水産大臣に対して年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

第8 財産の管理等

1 事業実施主体は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業実施主体は、取得財産等のうち、減価償却資産の耐用年数に関する省令

(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間において、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

- 3 農林水産大臣は、事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を農林水産大臣に納付させることができる。
- 4 事業実施主体は、取得財産等の移転、更新、利用規模・利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該取得財産等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、本事業で取得し、効用の増加した財産の増築（模様替え、移転、更新等）届（別記様式 9 号）により、農林水産大臣に提出するものとする。

第 9 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、本事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、当該事業が終了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には処分制限期間を経過するまでの間、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 2 センターは、本事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し、報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができるものとする。

第 10 センターが行う必要な措置

センターは事業の適正な実施を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 事業実施計画の承認等にあたっての留意事項
 - (1) 事業実施計画承認申請及び補助金交付決定時
事業実施主体の事業実施の確実性等について確認する。
 - (2) 事業実績報告時
事業実績報告書により本事業が完了していることを確認する。
- 2 報告等
 - (1) センターは、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告等を求めることができる。
 - (2) センターは、本事業の実施に関し必要な場合には、国に助言を求めることができる。

附 則

この業務規程は、農林水産省農村振興局長の承認のあった日（平成 27 年 5 月 25 日）から施行する。

別記様式第1号（第6関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター
理 事 長 田中 忠次 殿

市町村長

省エネ技術導入事業の事業実施計画の承認及び補助金交付（変更、中止又は
廃止の承認）申請について

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領第5の5の（3）（注1）の規
定に基づき、関係書類（注2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申
請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○○○（注3）

（中止または廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第5の5の（6）」とする。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、変更の理由を記載し、承認通知があった実施計
画書の内容等と容易に比較対照できるよう、実施計画書の変更部分を二段
書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、実施計画書
の内容のうち該当変更の対象外とならないものについては省略する。

（注5）中止又は廃止の場合には、中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添)

省エネ技術導入事業 事業実施計画書

1. 事業実施方針及び内容				
※ 事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。				
2. 事業実施計画				
※ 事業の全体の実施手順、スケジュール等について記載すること。				
3. 事業実施手法				
※ 導入する省エネ機器、省エネ手法の具体的内容について記載すること。				
※ 省エネ技術導入の工事概要、工事工程等について記載すること。				
※ 省エネ機器の運転管理手法について、具体的な実施手法について記載すること。				
※ 省エネ機器の運転データの記録・提供について、具体的な実施手法について記載すること。				
※ 実証結果の情報発信方法について、具体的に記載すること。				
4. 事業実施体制				
※ 工事内容に見合った技術者の配置、中立性・公平性の確保について記載すること。				
※ 補助事業を実施できる能力、経理その他事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。				
5. 事業費内訳				
(単位：千円)				
		負担区分		備考
区分	補助事業に要する経費	国庫補助金	その他	(積算基礎)
1 委託料				
2 工事費				
2 設備費				
計				
※ 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。				
※ 備考欄は、別様とすることができる。				
6. 事業担当者及び連絡先				
※ 氏名、所属（部署等）、役職、電話番号、FAX番号、メールアドレス等について記載する。				

(添付資料)

事業計画図（位置図、計画平面図）

(別添)

農山漁村6次産業化対策事業補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
農山漁村6次産業化対策事業 再生可能エネルギーの導入促進 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 省エネ型集落排水施設実証事業 省エネ技術導入事業	円	
計	円	

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 事業の内容

2 事業の計画

1) 事業の実施手順

2) 事業実施スケジュール

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 する経費 (A) + (B)	負担区分		備 考 (含税額)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
農山漁村6次産業化対策事業 再生可能エネルギーの導入 促進 小水力等再生可能エネル ギー導入推進事業 省エネ型集落排水施設 実証事業	円	円	円	
省エネ技術導入事業				

IV 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算 額	前年度予算 額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
省エネ技術導入事業	円	円	円	円	
合計					

V 補助事業の完了予定年月日 平成28年3月31日

別記様式第2号（第6関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

一般社団法人 地域環境資源センター
理 事 長 田中 忠次

省エネ技術導入事業の事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の通知
について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇で申請のあった省エネ技術導入事業の事業
実施計画を承認するとともに、下記のとおり補助金を交付することに決定したので
通知する。

記

1. 補助金交付の対象となる事業（以下「本事業」という。）は、平成〇年〇月〇
日付けで申請のあった省エネ技術導入事業とし、その内容は申請書の事業実施
計画書の記載のとおりとする。
2. 本事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、本事業
の内容が変更された場合における本事業に要する経費及び補助金の額について
は、別に通知するところによるものとする。

本事業に要する経費	金	〇〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金	〇〇〇, 〇〇〇円

3. 本事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の
額の区分は、申請書の事業経費の配分及び積算内訳欄に記載のとおりとする。

4. 補助金の確定額は、本事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
5. 事業実施主体は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成27年4月9日付け26食産第4354号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26食産第4355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2225号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）、平成27年度省エネ技術導入事業業務規程（平成27年5月25日付け27集排第14号。以下「業務規程」という。）及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従わなければならない。
6. 補助金交付の条件は、5に定めるもののほか次のとおりとする。
 - (1) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、取得財産等については、処分制限期間（業務規定第8の2に規定する処分制限期間をいう。）において、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入を農林水産大臣に納付するものとする。
 - (2) 業務規定9の1に定める帳簿及び証拠書類又は証拠物は、本事業終了後の年度の翌年度から起算して5か年間整理保管しなければならない。
 - (3) 事業実施主体は、別記様式第10号の財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管しなければならない。

別記様式第3号（第6関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター
理 事 長 田中 忠次 殿

市町村長

省エネ技術導入事業交付決定前着手届

省エネ技術導入事業業務規程第6の3の規定に基づき、事業実施計画書に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので、届出をする。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別添)

着手予定年月日	完了予定年月日	交付決定前に着手する理由

別記様式第4号（第6関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター
理 事 長 田中 忠次 殿

市町村長

省エネ技術導入事業補助金概算払請求書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった省エネ技術導入事業について、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく、省エネ技術導入事業業務規程第6の5の規程に基づき、関係書類を添えて、下記の通り請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

区分	本事業に要する経費	(A) 補助額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

注) 以下の書類を添付すること。

- ① 出来高を示す証拠書類
- ② 補助金の振込先を記載したもの。

別記様式第5号（第6関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター
理 事 長 田中 忠次 殿

市町村長

省エネ技術導入事業遂行状況報告書

省エネ技術導入事業業務規程第6の7の（1）の規程に基づき、その遂行状況（平成〇年〇月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	本事業の遂行状況（平成〇年〇月〇日現在）				備 考
		平成〇年〇月〇日までに 完了したもの		平成〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	出来高 比率	
	円	円	%	円	%	

別記様式第6号（第6関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター
理 事 長 田中 忠次 殿

市町村長

省エネ技術導入事業実績報告（兼精算払請求）書

省エネ技術導入事業業務規程第6の7の（3）の規程に基づき、その実績を報告する。

（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を請求する。）

（要領）

実績報告書として、以下の書類を添付すること。

1. 事業実施計画書（承認された計画書から軽微な変更があった場合）
 - （1）承認された事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し、添付すること。
 - （2）事業実施計画の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実施内容等は、事業実施計画の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は、省略すること。
2. 出来高設計書
3. 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第7号（第7関係）

番 号
年 月 日

市町村長 殿

一般社団法人 地域環境資源センター
理 事 長 田中 忠次

省エネ技術導入事業補助金返還命令書

省エネ技術導入事業業務規程第7の4（注1）の規程に基づき、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 返還額 | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2. 返還の期限 | 平成〇年〇月〇日 |
| 3. 振込先 | 〇〇〇〇〇〇 |

（注1） 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、「第7の5」とする。

別記様式第8号（第7関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇 〇〇 殿

市町村長

省エネ技術導入事業補助金返還報告書

省エネ技術導入事業業務規程第7の4（注1）の規程に基づき、下記のとおり補助金を返還したので報告する。

記

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 補助金総額 | 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2. 返還額 | 平成〇年〇月〇日 |
| 3. 補助金残額 | 〇〇〇〇〇〇 |

（注1）交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、「第7の5」とする。

別記様式第9号（第8関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣

〇〇 〇〇 殿

市町村長

省エネ技術導入事業で取得し、又は効用の増加した財産の増築（模様替え、移転、更新等）届

省エネ技術導入事業業務規程第8の4の規程に基づき、平成〇年度において本事業で取得し、又は効用が増加した財産を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届出をする。

記

- 1 増築の理由
- 2 増築等に係る財産の概要
 - (1) 地区名及び事業名
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 財産の所在地
 - (4) 財産の構造、規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (6) 取得年月日

3 増築等の概要

(1) 増築等

(例) 増設 ○○施設 ○○m² 事業費 ○○○ 千円

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定時期

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 4 建物平面図および側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し

別記様式第10号（第9関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管事業名								
事業種類	事業の内容				工期		経費の区分	処分制限期間		処分の状況		備考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							円					
							円					
	計						円					
							円					
							円					
	計						円					
							円					
							円					
	計						円					
合 計							円					

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分期限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先若しくは抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。